

第七十三回
帝國議會
貴族院

社會事業法案特別委員會議事速記録第六號

昭和十三年三月十八日(金曜日)午前十時
十五分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) 是ヨリ開會致

シマス、職業紹介法中改正法律案ニ付テ、
厚生大臣ヨリ御説明ヲ御願ヒ致シマス

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 職業紹介法

改正法律案ノ内容ニ付キマシテ御説明申上
ゲマス、本改正法律案ノ骨子ハ、第一ニ公

益職業紹介事業ノ目標ヲ何處ニ置クカト云

フ點、第二ニ職業紹介事業ノ運営ハ原則ト

シテ政府之ヲ管掌スル點、第三ニ職業紹介

事業ノ運営機關ノ組織構成ノ點、第四ニ職

業紹介事業ノ費用負擔ノ點、第五ニ國家以

外ノモノノ行フ職業紹介事業ノ禁止制限及

ビ之ニ類似スル事業等ノ規制ノ點ノ五ツニ

アルノデアリマス、先ヅ職業紹介事業ノ目

標ヲ何處ニ置クカノ點ニ付キマシテハ、從來

動モスレバ職業紹介事業ガ、唯單ニ失業者

ノ爲ノ救済の事業ナルカノ如ク認識セラレ

勝チデアツクノデアリマスルガ、職業紹介事

業ノ現狀ハ、單ニ斯クノ如キ救済の事業デ

ハナイノミナラズ、同事業ニ對スル國家的

社會的要求ハ國民全般ヲ對象トシ、其ノ機

能ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖リ、以テ勞務

ヲ調整スルコトニアラネバナナイト云フ

コトニナツテ參タクノデアリマス、從ヒマシ

テ本法案ニ於キマシテハ、此ノ目標ヲ明カ

ニ致シタイノデアリマスガ、勞務ノ適正ナ

ル配置ヲ圖ルト云フ意味ハ、國家ノ遂行セ

ムトスル諸政策ニ順應シツ、而モ一方ニ

於テハ勞務者ノ個人的家庭事情ニ考ヘ、他

方ニ於テハ需要者側ノ事情ヲ參酌シ、成ル

ベク是等ヲ合理的の一致セシムルヤウ、勞

務者ノ就職ヲ斡旋指導セムトノ意デアリマ

ス、第二ニハ、職業紹介事業ノ政府管掌ノ

點デアリマシテ、本改正法律案ノ中核ヲ成

スモノデアリマス、御承知ノ如ク現行職業

紹介法ニ於キマシテハ、公益職業紹介事業

ヲ運営スル職業紹介所ハ、市町村營ヲ原則

トシテ居ルノデアリマシテ、特別ノ必要ア

ル場合ニハ道府縣モ之ヲ設置シ得ベク、其

ノ他モ許可ヲ受ケテ之ガ經營ヲ爲シ得ルノ

例外ヲ認メテ居ルノデアリマス、然ルニ此ノ

市町村營主義ニ於キマシテハ、職業紹介所

ノ適正ナル公布ヲ實現シテ、全國的紹介網

ヲ完備スルコト、及ビ内容ノ充實シタル職

業紹介所ヲ設クルコト等ガ著シク困難デア

リ、市町村ノ區域ヲ超越シテノ活動ヲ期待

シ得ラレスノミナラズ、特ニ國家的見地ニ

立ツテ職業紹介事業ヲ統制運用スルコトガ

頗ル至難デアル等、種々ノ缺陷ガアルノデ

アリマシテ、假令國家ニ於テ出來得ル限リ

ノ指導監督ヲ加ヘルト致シマシテモ、地方

自治團體ノ本質カラ見テ、其ノ機能ハ自ラ

限度ガアルノデアリマシテ、到底現下國家

社會ノ要求ニ應ジ難イ實情ニ在ルノデアリ

マシテ、之ヲ現狀ノ儘放置スルヲ得ナイト

存ズル者デアリマス、又市町村營ニ關聯シ

テ道府縣營ト云フコトモ考ヘ得ラレルノデ

アリマスガ、道府縣營ヲ採ル場合ニ於キマ

シテモ、本事業ノ國家的色彩ノ程度ヨリ見

テ、地方自治團體ノ運営ニ委スコトガ不適

當デアルト考ヘラレマスノデ、結局國家ニ

於テ之ヲ管掌スルコトトシ、其ノ運営ニ付

テ、又費用ノ負擔ノ點ニ付テ、地方の事情

ヲ加味シテ行ク方法ガ最モ適切ナリト考ヘ

ル次第デアリマス、第三ハ、政府ノ管掌ス

ル職業紹介事業ノ内容及ビ之ガ運営ノ機構

ノ點デアリマスガ、政府ノ管掌スル職業紹

介事業ニ於キマシテハ、職業紹介ヲ其ノ樞

軸トスルモノデアリマスガ、勞務ノ適正ナ

ル配置ヲ圖ル爲ニ、之ニ併セテ職業指導ヲ

行ヒ、尙必要ニ應ジテ職業輔導其ノ他職業

紹介ニ關スル事項ヲモ行フコトト致シタ

ノデアリマス、又之ガ運営機關ト致シマシテ

ハ、第一線機關トシテ職業紹介所ヲ全國樞要

ノ地ニ配置シ、之ニ依ツテ分布ノ適正ヲ圖ル

ト共ニ相當數ノ職員ヲ之ニ配屬セシメ、以

テ其ノ内容ノ整備充實ヲ期シタイト存ズル

ノデアリマス、又此ノ職業紹介所ノ業務ノ一

部ヲ市區町村長ヲシテ行ハシメ、更ニ市區

町村毎ニ連絡委員ヲ設置スル等、職業紹介

所ノ機能ヲ十分發揮シ得ルヤウ工夫シタノ

デアリマス、職業紹介所ノ連絡統制ノ機關

ニ付キマシテハ、我が國ノ地方行政ノ實際ニ

徴シ、現行制度ニ於ケルト同様、地方長官統

轄主義ヲ採リ、中央、地方ノ機關ヲ強化シ

テ之ニ當ラシメ、又職業紹介事業ノ運営ニ

付キマシテハ、中央及地方ニ職業紹介委員

會ヲ設ケ、民間等ノ要望ヲ十分參酌シ、實

際ニ即シタル運営ヲ爲スヤウ配慮致シタノ

デアリマス、第四ハ職業紹介事業ノ費用ノ

負擔ノ點デアリマスガ、職業紹介事業ヲ國

營ト致シマシテモ、其ノ實際的效果ハ地方

的ノモノモ尠クナイノデアリマスルシ、又

現在ノ制度ニ於テハ其ノ費用ノ大部分ハ地

方公共團體ヲシテ負擔セシメテ居ルト云フ事情ヲモ考慮致シマシテ、職業紹介所ニ要スル經費ニ付テハ其ノ一部ヲ地方公共團體ヲシテ分擔セシムルコトト致シタノデアリマス、第五ハ國家以外ノモノノ經營スル職業紹介事業ノ制限デアリマスガ、國家ニ於テ職業紹介事業ヲ管掌シ、勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ラムトスル以上、國家以外ノ者ノ行フ職業紹介事業ハ原則トシテ之ヲ認メヌコトニセネバ、本事業ノ圓滑ナル運用ヲ期スルコトハ得ナイノデアリマスガ、現在ノ實情ヨリ致シマシテ、今全部ノモノヲ禁止スルコトハ適當デナイト考ヘマシテ、主務大臣ノ指定スル特殊ノ職業紹介事業ニ付テハ、原則的ニ民間事業トシテ行フコトヲ認メマシテ、又現ニ許可ヲ受ケテ行ヒツ、アル職業紹介事業ニ付テハ、經過的ニ從來通り之ヲ行フコトヲ許シタノデアリマス、次に職業紹介事業ニ類似スル勞務供給事業、及び勞務者ノ募集ノ規則ノ點デアリマスガ、是等ノ事項ハ其ノ作用又ハ機能ガ、職業紹介事業ノソレト殆ド差異ガアリマセヌノデ、是等ノ主ナルモノニ付キマシテハ許可主義ヲ採リマシテ、一ハ以テ國家ノ行ク職業紹介事業ノ活動ニ障礙ヲ與ヘナイヤウニ致シ、一ハ以テ是等ノ事業ニ伴ヒ易イ弊

害ヲ防止セムトシタノデアリマスガ、之ガ運營ニ付キマシテハ産業、勞働兩方面ノ實情ヲ十分斟酌シ、勞務ノ適正ナル配置ト勞務需給ノ圓滑ヲ缺クコトノナイヤウ留意致シタイト存ズルノデアリマス、尙本法ノ目的達成ヲ確保スル爲ニ、是等有料又ハ營利事業等ノ違反ニ付テ罰則ヲ設クルコトト致シタノデアリマス、以上申上デマシタ點ハ、本改正法案ノ概要デアリマスルガ、是ガ實施ハ昭和十三年度ヨリ逐次國營職業紹介所ヲ開設致シタイ積リデアリマス、現存ノ市町村營職業紹介所ノ職員等ノ措置ニ付テハ十分配意致シマシテ、經過的措置ニ遺憾ナキヲ期スル方針デアリマス、尙本改正法律ノ實施ニ要スル經費ニ付キマシテハ職業紹介所ノ經費ハ、平年度約六百萬圓ヲ要スル見込デアリマシテ、昭和十三年度ニ要スル經費ニ付キマシテハ、追加豫算トシテ不日御協賛ヲ願フ積リデアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 大體ニ付テノ御質問ガゴザイマシタラ御願ヒ致シマス

○子爵富小路隆直君 チョット政府委員ニ御伺ヒシタイノデゴザイマスガ、此處へ參考資料ヲ頂戴シマシタガ、マダ外ニ審議ノ

上ニ何カ必要ナ書類ハゴザイマセヌデスカ

○政府委員(山崎巖君) 御手許ニ差出シマシタ資料ハ、衆議院ニ配付シマシタモノ全部デゴザイマス、尙御要求ニ依リマシテ差上ゲタイト存ジマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ始めテ……

○子爵富小路隆直君 一ツ伺ヒタイノデスガ、此ノ職業紹介法ノ適用ノ範圍ト申シマスカ、適用ノ範圍ト云フト、少シ言葉上ヲカシイカ分リマセヌガ、所謂外地ノ方面、又是カラ滿洲、ソレカラ支那ト云フヤウナ方面ニ於テ、大イニ此ノ職業紹介ノコトニ關シテ色々問題ガ起ルダラウト思ヒマスガ、ガサウ云フヤウナ方面ト色々連絡ヲ取ラレテ、其ノ邊ノコトヲ圓滿ニ調節スルトカ何トカ云フヤウナコトヲヤラレルノデアリマスガ、唯是ハ内地ダケノ問題デアリマスカ、其ノ邊ノ所ヲ一ツ御伺ヒシタイト思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 職業紹介法ハ、現在ニ於キマシテモ適用ノ區域ハ内地ニ限ラレテ居ルノデゴザイマス、朝鮮、臺灣、樺

太其ノ他ノ外地ニ付キマシテハ、マダ本法ノヤウナ制度ニ依リマスル職業紹介ハ行ハレテ居ラナイノデゴザイマス、從來カラ樺太又ハ朝鮮等ニ於キマシテハ、内地ニ於キマスル職業紹介法ニ類似シタ法制ト申シマスカ、或ハ法制其モノヲ施行シタイト云フヤウナ希望ヲ持ッテ居リマスガ、マダソレ迄ノ運ビニ參ッテ居ラナイノデアリマス、併シナガラ實際ノ問題ト致シマシテハ、外地ニ於キマシテモソレム一般ノ行政機關其ノ他法制ニ依ラナイ機關ヲ以チマシテ、職業紹介ノ仕事ハ現ニ相當行ッテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ内地トノ連絡ノ場合ニハ、ソレゾレノ機關ガ密接ナ連絡ヲ取リマシテ、勞務ノ需給ノ調整ニ當ルト云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマス、最近ノ事情ヲ申上デマスルト、滿洲方面カラ相當多量ノ求人ガ内地ノ方ニモ參ッテ居リマシテ、ソレム内地ノ方ニ於キマシテハ内地ノ職業紹介機關ヲ活用致シマシテ、是等ノ求人ノ世話ヲ致シテ居リマスヤウナ情況デアリマシテ、實際問題ト致シマシテハ相當密接ナ連絡ヲ取ッテ施行致シテ居リマス

○子爵富小路隆直君 モウ一點御伺ヒシタイノデゴザイマスガ、是ハ職業紹介デハナイノデアリマセウガ、此ノ移民デゴザイマ

ス、移民ノコトヲヤッテ居ル機關ガアルヤウ
デゴザイマスガ、サウ云フ方面ト此ノ職業
紹介所ト云フモノトノ連絡ト申シマスカ、サ
ウ云フヤウナコトハアルノデゴザイマスカ、
ソレハ又全然別個ノコトニナッテ居ルノデ
ゴザイマスカ

○政府委員(山崎巖君) 移植民ノ事務ニ付
キマシテハ、御承知ノ通り現在中央ニ於キマ
シテハ拓務省、尙滿洲方面ニ於キマシテハ
滿洲移住協會ト云フヤウナ民間團體、是等
ガ中央ニ於キマシテハ此ノ仕事ニ當ッテ居
ル譯デアリマス、地方ニ於キマシテハ、是
亦御承知ノ通り地方廳ガ中心デ、此ノ事務
ヲ致シテ居ルノデアリマス、現在ニ於キマ
シテモ職業紹介機關ニ於キマシテ、移民ノ
問題ニ付キマシテハ常ニ關心ヲ拂ッテ、相當
ノ連絡ヲ取ッテ居ルノデゴザイマスガ、移民
問題自體ヲ職業紹介機關全體デ取扱フト云
フコトニハ相成ッテ居ラナイノデアリマス、
將來モ國營ノ職業紹介所ニナリマシタ場合
ニ、移民ノ問題ニ付テ相當連絡ヲ取り、御
世話ヲスルコトハ勿論デゴザイマスケレド
モ、是デ一手ニ引受ケテヤルト云フ所迄ニ
ハ參ラスカト存ジマス

謂職業紹介ノ範圍ニハ入ラナイノダラウト
思ヒマスガ、職業紹介ニ多少關係アルコト
デスカラ御伺ヒ致シマスガ、授産ト云フコ
トデゴザイマスネ、サウ云フコトハ是デハ
ヤラナイノデゴザイマスカ、詰リ授産ノ紹
介ト言ヒマスカ、サウ云フヤウナ方面デス
ナ……

○政府委員(山崎巖君) 嚴格ノ意味ニ於キ
マスル授産ト云フモノヲ、職業紹介機關
デ取扱フト云フコトニハナラナイカト存ズ
ルノデゴザイマス、唯併シナガラ本法ノ末尾
ニ書イテゴザイマス通りニ、第二條ノ職業
ノ補導ト云フヤウナコトモ職業紹介機關ニ
於キマシテ、今後相當執リ行ッテ行キヤウニ
考ヘテ居ルノデゴザイマス、茲ニ申シマス
職業ノ補導ト申シマスノハ、何モ腕ノナイ
人ニ簡單ナ、例ヘバ「タイプライター」ヲ教
ヘマシタリ、或ハ簡單ナ木工デゴザイマス
トカ、サウ云フ風ノ仕事ヲ教ヘマシタリ致
シマシテ、就職ノ場合ニ非常ニ便宜ヲ得ル
ヤウナ、所謂職業補導ノ仕事ハ職業紹介機
關デ執リ行フコトニナッテ居リマス、是ハ嚴
格ナ意味ニ於ケル授産トハ言ヘナイカモ存
ジマセスガ、少クトモ茲ニゴザイマス職業
補導ノ觀念ニ入リマスヤウナコトニ付キマ
シテハ、今後一層之ニ力ヲ入レテ參リタイ

ト存ジテ居リマス、職業補導ノコトニ付キ
マシテハ極ク僅カノ經費デゴザイマスケレ
ドモ、今回ノ職業紹介國營ノ經費ノ中ニモ
若干之ヲ計上致シマシテ、此ノ方面ニ力ヲ
注イデ行ク積リヲ致シテ居リマス、一般ノ
授産ノ方面トノ連絡ハ、無論職業紹介機關
ニ於キマシテ十分執ッテ參リタイト考ヘテ
居リマス

○子爵富小路隆直君 チョット速記ヲ……

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ速記
ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ始メ
テ……御質問ノ御準備モアルト思ヒマスカラ、
本日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、明日午後一
時半ヨリ再開致シタイト思ヒマス、御異議
ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ是ニ
テ散會致シマス

午前十時四十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君
副委員長 子爵實吉 純郎君
委員 伯爵柳原 義光君

國務大臣

文部大臣兼 侯爵木戸 幸一君
厚生大臣

政府委員

厚生次官 廣瀬 久忠君
厚生省社會局長 山崎 巖君

子爵米田 國臣君
子爵富小路隆直君

松井 茂君

男爵千田 嘉平君

男爵加藤 成之君

男爵山根 健男君

田所 美治君

瀧川 儀作君

細田安兵衛君

出光 佐三君

昭和十三年三月二十日印刷

昭和十三年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局